

消費者庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
	区分	分野										
74	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止	健康増進法における特別用途表示の許可申請について、當初は、申請者の所在地の都道府県の許可申請に係る都道府県経由事務を廃止するとしていたが、申請者が直接、消費者庁に申請することにより、直ちに審査が開始できるなど、申請事務の効率化が期待できる。	【支障事例】 現行制度では、食品の特別用途表示の許可申請は、當初は、申請者の所在地の都道府県の許可申請に係る都道府県経由事務を廃止するとしていたが、申請者が直接、消費者庁に申請することにより、直ちに審査が開始できるなど、申請事務の効率化が期待できる。 【制度改正による効果】 都道府県の経由事務を廃止し、申請者が直接、消費者庁に申請することにより、直ちに審査が開始できるなど、申請事務の効率化が期待できる。 また、許可書についても、消費者庁から都道府県(本庁、保健所)を経由し、申請者に送付される。 現在は、消費者庁が行っており、都道府県の行っている事務は必要ない。申請項目が複数といった形式なものであり、都道府県を持たずすることによって、皆ての業質的な審査開始までに時間がかかっている。なお、申請書は郵送による提出が可能ため、保健所が窓口となる必要はないものと考えられる。	健康増進法第26条第2項	消費者庁	愛知県	-	茨城県、 石川県、 鹿児島県、 熊本県	○県による審査は形式的なものであり、廃止により効率的で迅速な審査が期待される。 ○許可条件に関する詳細な質問については窓口である保健所では明確な回答ができず、消費者庁へ直接する事になり時間がかかると共に、細かなニュアンスの違いなどにより誤解を生じる可能性がある。 ○保健所が申請書提出の窓口になることは、申請者にとってメリットがない。 ○本県事業者からも、速やかな事務処理に関する要望があるため、都道府県の経由事務を廃止していただきたい。	御提案のとおり、健康増進法第26条第2項に規定する都道府県の経由事務廃止については、年末を目途に検討し、地方分権一括法により改めて申請の窓口を保健所に定め、同日改訂時に規定する立入検査及び収去等の許可後の監督指導が、引き続き、都道府県においても適切に行われる必要があることから、特別用途食品の許可書の送付を県から直接申請者に行なった際に、当該食品に係る情報について、審査所の所在地の都道府県と共有する専用用面について、別途検討を進めます。